

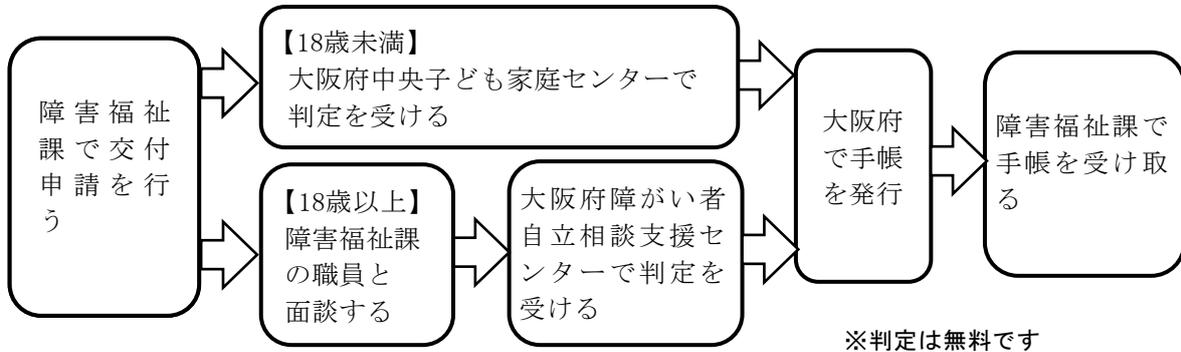
[2] 療育手帳

療育手帳は、知的障害者(児)と保護者に対する療育の指導や援護などを受ける利便に役立てるため、知的障害者(児)に対して交付しています。

療育手帳には障害の程度により、重度(A)・中度(B1)・軽度(B2)の区分があります。

※申請書は障害福祉課にあります。

(1) 手続きの流れ（新規交付の場合）



(2) 手続きの際に必要なとするもの

手続きの内容		持ち物	印鑑	写真	療育手帳	備考
新規交付 初めて療育手帳を申請するとき			○	○	△	
再判定(更新)			○	○	○	
再交付	紛失		○	○	△	
	破損		○	○	○	
氏名・ 居住地 の変更	大阪府発行の手帳 手帳番号が「大阪府第2700…号」のとき		○	△	○	※市外に転出される場合 は転出先の自治体でご 申請ください。
	他府県・政令指定都市発行の手帳 手帳番号が「大阪府第2700…号」以外のとき		○	○	○	
返還 死亡または交付要件を満たさなくなったとき			○	△	○	

※ 写真：たて4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したものを1枚

※ 判定について：18歳以上の方の再判定の場合、大阪府障がい者自立相談支援センターでの面接を要しない場合があります。

※ 大阪府中央子ども家庭センター：寝屋川市八坂町28-5（最寄り駅 寝屋川市駅）

大阪府障がい者自立相談支援センター：大阪市住吉区大領3-2-36

大阪府障がい者医療リハビリテーションセンター内
（最寄り駅 大阪市バス 府立総合医療センター）